

●香川県告示第70号

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準を次のように定める。

令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和55年香川県告示第427号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資格審査の要件、格付及び再審査)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(承継に係る資格審査)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 営業の譲渡 その建設業に係る営業の全部を譲り受けた者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(参加資格の喪失)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(資格審査の要件、格付及び再審査)</p> <p>第3条 資格審査は、その申請をした者が次の各号のいずれにも該当する者であるときに、これを行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 次のいずれにも該当しない者</u></p> <p><u>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に違反して、同条の規定による被保険者の資格の取得の届出をしていない者</u></p> <p><u>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に違反して、同条の規定による被保険者の資格の取得の届出をしていない者</u></p> <p><u>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反して、同条の規定による被保険者となったことの届出をしていない者</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(承継に係る資格審査)</p> <p>第5条 格付を受けた者又は前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる者は、資格審査を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 営業の譲渡 その建設業に係る営業の全部を譲り受けた<u>法人</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(参加資格の喪失)</p> <p>第9条 格付見直日において、登載者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札に参加する資格を失う。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(参加資格の取消し)

第10条 略

(変更届)

第11条 格付を受けた者又は第4条の規定による申請をした者は、申請の内容に変更があったときは、速やかに申請書に係る変更届を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める変更については、提出を省略することができる。

別表第2 (第7条関係)

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事	A	4,000万円以上
	B	1,000万円以上4,000万円未満
	C	1,000万円未満
建築一式工事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上6,000万円未満
	C	1,800万円未満
電気工事 管工事	A	1,800万円以上
	B	600万円以上1,800万円未満
	C	600万円未満
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	A	1,800万円以上
	B	600万円以上1,800万円未満
	C	600万円未満
舗装工事	A	250万円以上
	B	1,000万円未満
略		

(3) 第3条第1項第4号に規定する資格審査の要件を欠いている場合

(参加資格の取消し)

第10条 略

別表第2 (第7条関係)

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事	A	3,000万円以上
	B	700万円以上3,000万円未満
	C	700万円未満
建築一式工事	A	5,000万円以上
	B	1,500万円以上5,000万円未満
	C	1,500万円未満
電気工事 管工事	A	1,500万円以上
	B	500万円以上1,500万円未満
	C	500万円未満
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	A	1,500万円以上
	B	500万円以上1,500万円未満
	C	500万円未満
舗装工事	A	200万円以上
	B	700万円未満
略		

別表第3（第7条関係）

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事のうちプレストレストコンクリート工事及び海上工事	A	<u>1,000万円</u> 以上
	B	<u>1,000万円</u> 以上 <u>4,000万円</u> 未満
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	A	<u>600万円</u> 以上
	B	<u>6,000万円</u> 未満
	C	<u>1,800万円</u> 未満

別表第3（第7条関係）

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事のうちプレストレストコンクリート工事及び海上工事	A	<u>700万円</u> 以上
	B	<u>700万円</u> 以上 <u>3,000万円</u> 未満
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	A	<u>500万円</u> 以上
	B	<u>5,000万円</u> 未満
	C	<u>1,500万円</u> 未満

## 附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。